

津産津消推進店制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、津市で生産された農林水産物、もしくはそれを利用し、市内で加工された産品（以下「津市産食材」という。）を利用して事業を行う飲食店、宿泊施設、食品加工所、高齢者施設、福祉施設等、及び積極的に津市の地産地消（以下「津産津消」という）に取り組む直売所、小売店、量販店等店舗（以下「店舗等」という）を、津産津消推進店（以下「推進店」という。）として登録する制度等について定めることにより、津市産食材の認知度、理解度の向上を図り、地産地消に前向きに取り組む市内飲食店や宿泊施設等の社会的認知度を高めつつ、「津産津消」を広くアピールすることで、津市の豊かな食文化を市内外へ発信し、津市産農林水産物の販路拡大と生産振興を図ることを目的とする。

(登録の要件)

第2条 津産津消推進店登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 市内の店舗等であること。
- (2) 安全・安心に十分に配慮した料理、食材、加工品等を通年で市民等に提供していること。
- (3) 津市産食材の利用促進及び販売について、店頭やメニューへの表示、利用客へのPRなど積極的な取り組みを行っており、今後も工夫してメニューや取扱品を増やそうとしていること。
- (4) 推進店であることをホームページや広報等で紹介されることを承諾すること。
- (5) 登録後、津市農林水産物利用促進協議会や津市による「津産津消」等の取り組み、調査等に協力することが可能であること（関連事業例 キャンペーンイベント、チラシ、パンフレット等の設置など）。
- (6) 暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という）と認められる者でないこと。また、暴力団等と密接な関係を有する者でないこと。

(登録の手続き)

第3条 推進店の登録を受けようとする者は、津産津消推進店制度登録申請書（様式第1号）を提出するものとする。

(登録)

第4条 津市農林水産物利用促進協議会長は実態を確認の上、前条の申請者が登録要件すべてを満たすと認めたときは、推進店として登録するものとする。

2 津市農林水産物利用促進協議会長は、登録した推進店については、認証標の発行により通知するものとする。

(登録証等の掲示)

第5条 推進店は、店内に認証標等を店頭または店内の見やすい場所に提示し、自ら

も推進店であることのPRに努めるものとする。

(内容の変更)

第6条 推進店において、登録時の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「津産津消推進店申請内容変更届」(別紙様式3)を津市農林水産物利用促進協議会長に提出するものとする。

(推進店の役割)

第7条 推進店は、津市産食材を積極的に活用し、市民の津市産食材に対する理解が深まるよう情報提供に努めるとともに、津市農林水産物利用促進協議会や津市が行う津産津消等の取り組み及び調査等に協力するものとする。

(推進店への支援)

第8条 津市農林水産物利用促進協議会長は、推進店に対し次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 推進店の取り組み内容等を津市農林水産物利用促進協議会のホームページ、パンフレットなどに掲載し広く紹介するとともに、推進店の広報宣伝を行う。
- (2) 津産津消の普及啓発のPR資材を提供する。
- (3) その他必要な支援を行う。

(調査)

第9条 津市農林水産物利用促進協議会長は、必要があると認めるときは、推進店に対して登録要件を満たしているか随時調査することができる。

(登録の有効期間)

第10条 登録の有効期間(以下「登録期間」という。)は、当該年度4月1日から3月31日までの1年間とする。ただし年度途中で登録したものは、登録の日から登録日直近の3月31日までとする。

- 2 登録に係る費用は、新規、継続を問わず1推進店当たり年間1,000円とする。
- 3 登録期間満了日までに登録取り下げの申出がない場合は、登録期間を自動的に継続するものとする。

(登録の取り下げ)

第11条 推進店は、廃業等によりその営業を終了したとき又は登録の取り下げを希望するときは、速やかに津産津消推進店登録取下届出書(様式第4号)を津市農林水産物利用促進協議会長に提出し、あわせて登録証等を返還するものとする。

(登録の取り消し)

第12条 津市農林水産物利用促進協議会長は、登録店が次の各号のいずれかに該当するときは、津産津消推進店登録取消通知書(様式第5号)により通知し、登録を取

り消すことができる。

- (1) 営業を終了したとき。
- (2) 登録要件を満たさなくなったとき。
- (3) 消費者の信頼又は津市産食材のイメージを著しく失墜させたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、津市農林水産物利用促進協議会長が不相当と認めたとき。

(苦情の処理)

第 13 条 推進店は、登録内容等に関して利用客から苦情があったときは、速やかに自己の責任において必要な措置を講じるとともに、津市農林水産物利用促進協議会長にその旨を報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 13 日から施行する。